

## 島根県第三者承継・統合型支援補助金実施要領

### (通 則)

第1条 島根県第三者承継・統合型支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、島根県第三者承継・統合型支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあっては、この要領に定めるところによる。

### (事業の申請)

第2条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添え、島根県事業承継・引継ぎ支援センターを経由して、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

第3条 島根県事業承継・引継ぎ支援センターは、前条の申請書に事前確認書（様式第2号）を添付して、知事へ提出することとする。

### (事業者の選定)

第4条 県は、第2条により提出された申請について、必要に応じて別に定める審査要領に基づき審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

- 2 事業者を選定する審査は別表1の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

### (選定結果の通知)

第5条 県は、前条の選定の結果について、申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第3号）で通知するものとする。

### (計画変更の承認等)

第6条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ要綱による手続きを行い、県の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の間における流用のうち、いずれかの補助対象経費の額の10パーセントを超える増減に係るもの。
- (2) 事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

### (効果報告)

第7条 事業者は、補助事業が完了した最終会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第4号）を知事へ報告するものとする。

附 則

1. この要領は令和3年4月21日から施行する。
1. この要領は令和5年3月31日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

審査基準

審査基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被承継事業の地域経済における重要度</li><li>・ 承継者の経営状況の分析の妥当性</li><li>・ 補助事業の適切性</li><li>・ 引継ぎ後の事業継続の実現性</li></ul>